

法令に基づく水質検査

水質検査表(1) 給水栓で実施

項目 番号	項 目 名	基準値	検査計画頻度		備 考
			給 水(9箇所)		
			年8回	年4回	
1	一般細菌	100個/ｍＬ以下	○	○	
2	大腸菌	検出されないこと	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下		○	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		○	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		○	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		○	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		○	
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下		○	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下		○	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		○	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		○	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下		○	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		○	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下		○	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		○	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		○	
20	ベンゼン	0.01mg/L以下		○	
21	塩素酸	0.6mg/L以下		○	
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		○	
23	クロロホルム	0.06mg/L以下		○	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		○	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		○	
26	臭素酸	0.01mg/L以下		○	
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下		○	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		○	
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		○	
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下		○	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		○	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下		○	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下		○	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下		○	
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下		○	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下		○	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下		○	
38	塩化物イオン	200mg/L以下	○	○	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下		○	
40	蒸発残留物	500mg/L以下		○	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下		○	
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	○	○	(発生時期・全項目検査)
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	○	○	(発生時期・全項目検査)
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下		○	
45	フェノール類	0.005mg/L以下		○	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	○	○	
47	pH値	5.8～8.6	○	○	
48	味	異常でないこと	○	○	
49	臭気	異常でないこと	○	○	
50	色度	5度以下	○	○	
51	濁度	2度以下	○	○	

※1 当項目は、委託検査です。

2 項目番号42・43については、藻類発生時期・年4回(全項目検査)で実施します。

水質検査表(2) 1日1回行う検査 給水栓で実施

項目 番号	項 目 名	評価	検査計画頻度
			給 水(9箇所)
			(回/年)
1	色	異常なし	365
2	濁り	異常なし	365
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上	365

※ 当項目は、委託検査です。